

登園許可証明書

名前 _____

該当疾患に○

✕	疾患名	出席停止期間の基準 *以下の基準に基づき医師が判断する*
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹	全ての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退した後2日間を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症（ノロウイルス・ロタウイルス等）	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎・アポロ病	
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱の症状が回復するまで
	感染性胃腸炎	嘔吐や下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ肺炎	解熱し、咳が経過するまで
	細気管支炎（RSウイルス含む）	重篤な呼吸器症状（激しい咳など）が消失し全身状態が回復するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登園可能、覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹があっても全身状態が良ければ登園可能
	ヘルパンギーナ	解熱し喉の痛みや口内炎が軽快し、普段の食事がとれるようになるまで
	手足口病	口内炎が軽快し、普段の食事がとれるようになるまで
	その他（ _____ ）	

上記疾患により療養中でしたが、現在軽快し登園が可能であることを証明します。

発病日：令和 年 月 日 許可日：令和 年 月 日

医療機関名および医師名
